

店頭外国為替証拠金取引（ディール FX）に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）
※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことが出来ることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・法人のお客様の場合
- ・個人のお客様で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引
(ディール FX) 取引説明書



ひまわり証券の店頭外国為替証拠金取引（ディールFX）をされるに当たっては、取引説明書・ガイドブック及び取引約款の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることがある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行なうことが肝要です。

目 次

ディールFX のリスク等重要事項について	1
ディールFX の仕組みについて	2
取引の方法	2
証拠金	3
決済に伴う金銭の授受	3
店頭外国為替証拠金取引に係る税金について	4
当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	4
ディールFX の取引について	5
取引の際の手続き	5
店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為	6
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	7

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引に該当する通貨の売買取引であるディールFXについて説明するものです。

ディールFXのリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、当該国等の経済情勢や政治動向等の状況の変化によって取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が預託した証拠金の額を上回ることがあります。スワップ金利は、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップ金利も変動します。その際、スワップ金利が受取りから支払いに転じこともあります。又、スワップ金利は、日々、取引口座で円貨にて受け払いします。相場状況の急変により、ビッド価格とアスク価格の価格差(スプレッド)が広くなったり、取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、新規・決済取引の区別に関わらず、意図した取引ができる可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しや送金などが行えない可能性があります。これは第三者が提供しているソフトウェア等に起因するものも含みます。新規取引又は転売若しくは買戻しに係る手数料相当額は発生しません。お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。お客様の資産は、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行への金銭信託により信託保全を行い、当社の自己資金とは区分して管理しております。

当社のカバー先金融機関は、平成24年8月1日現在以下の通りです。

株式会社外為オンライン（金融商品取引業）

OCBC証券（証券業）

監督官庁・シンガポール金融管理局

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（銀行業）

監督官庁・英国金融服务機構

当社「店頭外国為替証拠金取引」では、お客様からのご注文は、当社によって執行され、お客様と当社との間で契約が締結されます。なお、当社は、当該取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、上記に掲げた金融機関（以下「カバー先金融機関」という）との間でカバー取引を行っておりますが、本取引については当社が全責任を負っており、カバー先金融機関とお客様との間には一切の契約関係はなく、本取引にかかるお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、本取引より生じ得る損失についてお客様が直接カバー先金融機関に請求権を持つことはありませんので、ご承知ください。なお、カバー先金融機関は予告なく追加変更されることがあります。最新の情報は当社HP上にてご確認いただくか、当社コールセンターまでお問い合わせください。

ディールFXの仕組みについて

当社における店頭外国為替証拠金取引の業務は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

ディールFXは、お客様があらかじめ証拠金を当社に預託し、それをもとに直物外国為替相場を取引対象として預託した証拠金額に比して大きな金額の取引を行うことができるものです。本取引は取引所委託取引でなく、当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引です。

取引の方法

ディールFXの取引内容は次の通りです。

a. 取引の対象（通貨ペア名）、取引単位、最小変動幅は以下の通りです。

なお、手数料相当額は発生いたしません。

通貨ペア	取引単位	最小変動幅
ドル/円(USD/JPY)	10,000	0.001
ユーロ/円(EUR/JPY)	10,000	0.001
イギリスポンド/円(GBP/JPY)	10,000	0.001
オーストラリアドル/円(AUD/JPY)	10,000	0.001
スイスフラン/円(CHF/JPY)	10,000	0.001
ドル/スイスフラン(USD/CHF)	10,000	0.00001
ユーロ/ドル(EUR/USD)	10,000	0.00001
ユーロ/イギリスポンド(EUR/GBP)	10,000	0.00001
イギリスポンド/ドル(GBP/USD)	10,000	0.00001
オーストラリアドル/ドル(AUD/USD)	10,000	0.00001

b. 当社が各通貨組合せごとにビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。当社は、お客様に提示するビッド価格を銀行間市場の仲値を中心にして市場状況に応じて仲値より低い価格で決定し、アスク価格を仲値より高い価格で決定します。従つて原則アスク価格はビッド価格よりも高くなっています。

c. 建玉は、転売又は買戻しをすることで決済できます。

d. 通貨の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。実質的には売付けた通貨を借り入れ、買付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップ金利を当社との間で受領します。同じ通貨の組合せについてのスワップ金利は、お客様が受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。又、通貨間の金利差が小さいときや経済情勢や政治動向等により、受取りから支払いに転じたり、売買ともに支払いとなることがあります。

e. 取引を行った場合の受渡日は、原則当該取引を行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が当該通貨国市場又は米国市場の休業日にあたる場合は、当該通貨国市場及び米国市場に共通する翌営業日とします。※外国為替市場の商習慣等により受渡日は前後することがあります。

証拠金

(1) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、取引に必要となる証拠金額以上の額をあらかじめ当社に差し入れてください。又、ディールFXにおいて証拠金として充当できる通貨は円貨のみとなります。

(2) 必要証拠金額（取引証拠金）

ディールFXの必要証拠金額は個人のお客様は時価評価額の4%、法人のお客様は時価評価額の0.5%です。なお、両建てを行なっている場合は売りポジションと買いポジションの合計を基準に必要証拠金額を算出します。

異常な相場変動発生等の理由により予告なしに必要証拠金額を変更することがあります。

変更した時には未決済ポジションの取引に係る証拠金に対しても変更後の必要証拠金額が適用されます。

又、当社が必要と判断する場合においては、別途の必要証拠金額を定める場合があります。

(3) 現金の引出し

純資産が必要証拠金額を上回っている場合、その余剰金のうち、現金残高を上限として引き出すことができます。

(4) スワップ金利の取扱い

建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップ金利は、発生ごとに証拠金預託額に加算又は減算されます。

(5) ロスカットの取扱い

純資産が、必要証拠金額を下回った場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算においてすべての建玉を反対売買して決済します。

ロスカット水準はロスカットの手続きを開始する水準であり、相場状況によっては預託した証拠金額以上の損失額が発生することがあります。又、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカットの手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、その場合の原因が天変地異等の当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることができます。これらの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

(6) 証拠金の返還

お客様が店頭外国為替証拠金取引について転売又は買戻しを行った後に、差し入れている証拠金の返還を請求したときは、原則、返還可能額の範囲内においてご出金依頼をされた日(15:20まで受付)の翌営業日が証拠金の返還日となります。

(7) 重要注意点

取引に必要な証拠金とロスカットの適用が同じ水準である点にご注意ください。余剰金が少ない状態でポジションをお持ちになってもすぐにロスカットになることがあります。

決済に伴う金銭の授受

決済は転売又は買戻しにより行い、決済に伴う金銭の授受は該当の取引口座内において取引日当日に行います。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$\text{約定価格差} \times \text{取引数量}$$

なお、差損益金は全て円貨で発生します。

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

店頭外国為替証拠金取引に係る税金について

個人のお客様の場合、店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（決済して受渡しが発生した売買損益及びスワップ金利の合計）に係る税金については、発生した時期により以下の取扱いとなります。

- ・2011年12月31日までに発生した益金

雑所得（総合課税）の対象となり、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

- ・2012年1月1日以降に発生した益金

雑所得（申告分離課税）の対象となり確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことが出来ます。

法人のお客様の場合、店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、税理士等の専門家又は管轄の税務署にお問い合わせください。

当社の概要

商号等	ひまわり証券株式会社（金融商品取引業者）関東財務局長（金商）第150号
本店所在地	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
資本金	4,330,028,128円
主な事業	金融商品取引業・投資助言業
設立年月	平成14年2月14日
連絡先	TEL: 0120-86-9686 E-Mail: dealfx@sec.himawari-group.co.jp

苦情受付窓口

受付時間	午前9時から午後5時まで
窓口	コンプライアンス部
受付方法	電話 03-5400-3590

苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

電話番号 : 0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL : <http://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

ディールFXの取引について

取引の際の手続き

お客様が当社にてディールFXの取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

a. はじめに

当社からディールFXに関する取引説明書とディールFXガイドブック及び取引約款が交付されますので、ディールFXの概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社に「外国為替取引約諾書・確認書/口座開設申込書」又は「外国為替取引口座開設書」を差し入れていただき、当社にて審査した後、店頭外国為替証拠金取引口座の設定手続きを開始します。その際、ご本人である旨の確認書類を差し入れていただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となります。

(2) 注文の指示

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に次の事項を正確に指示してください。

a. 注文する通貨の組合せ

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格（指値又は成行）（指値には、当社が提示するビッド価格又はアスク価格に応じる場合を含む。）

e. 注文の有効期限

f. その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 転売又は買戻しによる建玉の決済

FIFO口座の場合、建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉の順位は、先入先出法（First In First Out）により決済されます。指定決済口座の場合、同一の通貨の組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）ができます。建玉の決済は転売又は買戻しにより行います。

※両建ては、お客様にとってビッド価格とアスク価格の差、支払いスワップ金利と受取りスワップ金利の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠く恐れがあります。

(4) 注文をした取引の成立

注文をしたディールFXの取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を作成して、お客様の閲覧に供するものとします。

(5) 建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、取引の成立ごとにディールFXの建玉、証拠金額及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を作成して、お客様の閲覧に供するものとします。

(6) 電磁的方法による書面の交付

電子的方法による報告書の交付をご利用いただけます。

(7) 当社からの報告書や通知の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。

ディールFXの仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解するために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為

- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（法人顧客には適用されません）
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（法人顧客には適用されません）

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語（五十音順）

相対取引（OTC取引）

取引所を通さず、当事者間で売買を成立させる方法

アスク（Ask）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。

お客様はその価格で買付けることができます。

イフダン（If Done Order）

順位ある2つの指値注文を同時に出し、1次の注文が約定後、自動的に2次の注文が有効になる注文方法

インターバンク市場（Interbank Market）

銀行と銀行の間で取引される銀行間市場のこと

受渡日（Value Date）

ポジションは、お取引された日の通常2営業日後に実現化され、その実現化される日のことをいいます。

但し、通貨ペアや各国祝祭日等の関係で例外があります。

受渡決済（うけわたしけっさい）

取引の決済にあたり、差金決済をせず、原商品（取引対象通貨）とその対価の授受により決済する方法をいいます。（外国為替証拠金取引の場合は、売付けた通貨を引き渡して買付けした通貨を受け取ること）

売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

エフエックス（FX）

Foreign Exchange（外国為替取引）の略です。

オーシーオー（OCO=One Cancels The Other）

2つの指値注文を同時に出し、一方の注文が約定したら自動的にもう一方がキャンセルされる注文方法
オーティーシー（Over The Counter）

→相対取引（OTC取引）。「カウンター越しに」という意味です。

オファー（Offer）

→アスク（Ask）と同じ

外国為替証拠金取引

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。

買建玉

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

買戻し

売建玉を決済する（売玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

カバー取引 (Cover)

発生したポジションの反対の取引を行うことによってマーケットリスクを相殺する取引で、外国為替取引の場合は、インターバンク市場やその他の者を相手方として行うことをいいます。

金融商品取引業者

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

決済指定

ポジションを決済するときに対象玉を指定することをいいます。

差金決済 (Contract For Difference)

取引の決済にあたり、原商品（取引対象通貨）の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

指値注文 (Limit Order)

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文方法をいいます。

これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

ジーティーシー (GTC=Good Till Cancel)

お客様がキャンセルするまで有効な注文

ジーティーディーエイチ (GTDH=Good Till Day Hour)

お客様が指定する日時まで有効な注文

時価評価 (Mark To Market)

当社の場合、証拠金や純資産等を計算するときに前日の終値を基準とするのではなく、その時々の為替レートを使って評価することをいいます。

純資産

「ディール FX」の場合、現金残高に未実現損益とスワップ金利、入出金予定額(当社において確認が出来ているものに限る)を加算した取引口座における純資産額をいいます。

証拠金 (Margin)

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる担保金（保証金）をいいます。

ショート (Short)

売り持ちのこと。ショートポジションは売建玉を意味します。

ストップオーダー (Stop Order)

ある一定のレベルまで上がったら買う或いは下がったら売る注文方法

追隨して売りたいとき又は買いたいとき、現在保有しているポジションの損失額を限定してしまいたい場合や一定の利益を確保したい場合に使います。

スプレッド (Spread)

売値と買値の差

スワップ金利 (Swap)

通貨間の金利差調整額をいいます。

ツーウェイプライス (Two Way Price)

売値と買値が一組になっているもの

デイ・オーダー (Day Order)

当日のみ有効な注文、米国の冬時間・夏時間によって日本時間で1時間の差異が生じます。

デリバティブ取引

先物取引及びオプション取引のようにその価格が取引の対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。ディール FX は店頭デリバティブ取引に該当します。

転売

買建玉を決済する（買玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

特定投資家

店頭デリバティブ取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができます、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取扱うよう申し出ることができます。

取引証拠金

取引をするのに必要な証拠金のことです。

値洗い

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えすることをいいます。

媒介取引 (Introducing Broker)

→アイビー契約 (IB=Introducing Broker) と同じ。

バグレート (Bug Rate)

配信レートが不適切（異常）なレートで配信されること

バリュー・デイト (Value Date)

→受渡日と同じ。

ビッド (Bid)

金融先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。

お客様はその価格で売付けることができます。

ファーストイント・ファーストアウト (FIFO=First In First Out)

ポジションを決済する際、日付の古い順に決済するルール

ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定することをいいます。

ポジション (Position)

建玉のこと、オープンポジション (Open Position) の簡略化した言い方です。

本人確認

取引等に際して本人特定事項を用いて顧客を確認すること。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて金融機関等に義務づけられています。

マージン (Margin)

マージンとは、英語で証拠金のことをいいます。

リミットオーダー (Limit Order)

→指値注文と同じ。

両建て

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

レートフィード (Rate Feed)

注文約定の根拠となる価格を提示すること

ロールオーバー (Rollover)

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと

ロスカット (Loss Cut)

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融先物取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

ロング (long)

買い持ちのこと。ロングポジションは買建玉を意味します。



お問い合わせ・お申込みは

0120-86-9686

E-mail: dealfx@sec.himawari-group.co.jp